

○警備員等の検定等に関する規則第2条の表6の項上欄の規定による島根県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務

(平成24年9月28日島根県公安委員会告示第99号)

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表6の項上欄の規定により、島根県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成25年4月1日から施行する。

警備員等の検定等に関する規則第2条の5の項の上欄の規定による島根県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務（平成18年島根県公安委員会告示第131号）は、廃止する。

路 線	区 間
国道9号	島根県の全域
国道54号	島根県の全域
国道191号	島根県の全域
国道431号	島根県の全域
国道485号	松江市の全域
主要地方道松江島根線	松江市西津田一丁目360番15地先から同市菅田町166番地先まで
主要地方道松江鹿島美保関線	松江市袖師町3番地先から同市鹿島町恵曇509番1地先まで
国道184号	出雲市斐川町併川字神立486番1地先から出雲市渡橋町1250番地先まで
主要地方道出雲大社線	出雲市高松町772番1地先から出雲市渡橋町765番1地先まで

(一部改正告示)

平成25年3月19日から施行する。

(一部改正告示)

平成28年4月1日から施行する。